

## 留萌市国民保護計画策定の基本的な考え方

国民保護法、基本指針、北海道国民保護計画及び道が策定した市町村モデル計画に基づき作成する。

地域防災計画との整合性を図ると共に、既存のシステムを有効活用する。

市民や関係機関の意見を踏まえた計画とする。

## 留萌市国民保護計画の構成（骨子）

## 〔編〕

## 1 総論

## 2 日頃からの備えや予防

## 3 武力攻撃事態への対処

## 4 復旧等

## 5 緊急処理事態への対処

## 〔章〕

(1)市の責務、計画の位置づけ、構成等

(2)国民保護計画に関する基本方針

(3)関係機関の事務又は業務大綱

(4)市の地理的社会的特長

(5)市国民保護計画が対象とする事態

(1)組織・体制の整備等

(2)避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する日頃からの備え

(3)物資及び資材の備蓄、整備

(4)国民保護に関する啓発

(1)初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(2)対策本部の設置

(3)関係機関相互の連携

(4)警報及び避難の指示等

(5)救援

(6)安否情報の収集・提供

(7)武力攻撃災害への対処

(8)被災情報の収集及び報告

(9)保健衛生の確保その他の措置

(10)国民生活の安定に関する措置

(11)特殊標章等の交付及び管理

(1)応急の復旧

(2)武力攻撃災害の復旧

(3)国民保護措置に要した費用の支弁等